

行動障がいのある方のサービス利用等実態調査について

鳥取県障がい福祉課

本県の強度行動障がい者に関する支援施策である「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の見直し及び新規支援策検討の基礎資料とすることを目的として、行動障害のある方のサービス利用等実態調査を実施している。なお、調査実施にあたっては、鳥取大学医学部教授、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究員等の協力を受けている。

1 調査の背景

本県議会で上記補助金事業が「対象者一人あたり3年間の支援に限定されていること」、「強度行動障害判定基準20点以上を対象としていること」、「対象を新規利用者等に限定していること」等について、要件緩和を検討すべきと指摘を受け、専門家や関係者から意見を聴取してきたが、本事業の在り方も含め強度行動障がい者への支援全般を総合的に検討する必要があるとして、在宅や施設における強度行動障がい者の生活やサービス利用等の実態について調査することとしたもの。

2 調査実施主体

鳥取県障がい福祉課及び各市町村障がい福祉担当課

3 対象者

次のいずれかに該当する障がい児者

- (1)強度行動障害判定基準で10点以上の方【旧基準該当者】
- (2)支援区分認定の行動関連項目(12項目)の合計点数10点以上の方【新基準該当者】

4 調査先等

(1)当事者・家族等

(2)障害福祉サービス事業所等

入所系施設(障害者支援施設、グループホーム、障害児入所施設)、通所・訪問事業所(生活介護、自立訓練(生活訓練)、短期入所、児童発達支援、放課後デイサービス、居宅介護)、相談支援事業所

(3)児童養護施設、特別支援学校

(4)市町村

5 調査スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 8月下旬 | 県立特別支援学校、市町村で対象者のリスト化 |
| 9月中旬 | 市町村経由で、ご家庭等へ調査票A送付
県からサービス事業所等へ調査票C～H配布 |
| 10月下旬 | 事業所判定による追加対象者への調査票A 配布(市町村経由) |
| ～11月下旬 | 回収、集計・分析 |
| 12月 | 市町村へ施策アンケート |